

小田原市監査委員公表第8号

令和2年12月11日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

令和2年度定期監査の結果公表

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年度定期監査の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本監査は小田原市監査基準（令和2年小田原市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査
（同法第199条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

- 1 公営事業部が行う財務に関する事務の執行
- 2 公営事業部が他の競輪場から受託している場外車券発売業務等に係る現金・預金（以下「準公金」という。）の管理
（令和2年9月11日から同年10月9日までに執行した分を対象とし、その原因となる行為については対象期間外のものを含む。）

第4 監査の目的

財務に関する事務の執行及び準公金の管理が法令に適合し、正確であるか

第5 監査の着眼点

令和元年度に当該部局において発生した現金の横領、令和2年4月の場外車券発売事務方式の変更及び競輪開催業務等包括委託の開始を踏まえて重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

No.	重要リスク	監査の着眼点
1	現金・預金の受入、払出及び保管並びにそれらと関連する収入・支出事務が適正に行われないリスク	・帳簿の収支の計数は正確か ・収支の残高は実在するか ・収入及び支出の手続は適正か ・現金及び預金通帳の保管は適切か
2	公金・準公金を取扱う委託契約が適正に締結及び履行されないリスク	・契約が適正に締結され、契約内容に沿った履行が確認されているか

第6 監査の実施内容

「第3 監査の対象」に係る預金通帳の提示及び帳簿、会計伝票、契約書、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて、それらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取及び現金・預金の在り高、保管状況についての現地調査を行った。

第7 監査の結果

上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行及び準公金の管理は重要な点において法令に適合し、正確に行われていると認められた。

なお、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

選手賞金については、会計管理者が公営事業部事業課職員へ資金前渡により支出しているが、事業課職員は競輪開催業務等包括委託の受託者（以下「包括受託者」という。）の管理口座に入金し、契約に基づき包括受託者が選手へ支払を行っている。これは、資金前渡者である事業課職員が支払先である選手に直接支出していないため、資金前渡には当たらない。契約及び実態に合わせ、選手に支払を行う者に会計管理者が直接支出する方法とする必要がある。

また、「出納員に委任する会計管理者の所管する事務」の告示には、事業課出納員（以下「出納員」という。）への委任事務として選手賞金の支出が記載されており、実態と相違しているため、当該告示を改める必要がある。

資金の管理方法については、検討を要すると考えられるため、以下に記載する。

事業課は、競輪開催期間中においては、包括受託者が取り扱う選手賞金・選手賞金残金、入場料並びに本場^{*1}及び受託場外^{*2}の売上金、開催後においては、出納員が取り扱う本場及び受託場外に係る平日払戻金（未払金）、払戻準備金並びに依頼場外^{*3}及び電話投票の売上金等を区別せずに、「本資金口座」と名付けられた出納員名義の口座で一括して保管している。これは競輪場の発売又は払戻の機械に存在する現金には、本場と受託場外との区別はなく、また開催期間中に集金された現金は、保安上、一括して送金機で本資金口座に払い込むためであるとしている。

本資金口座からは、市主催競輪に係る売上金及び時効金は会計管理者に、受託場外に係る売上金及び時効金は他場出納員に払い込まれる。このうち本資金口座から会計管理者に売上金が払い込まれるのは、財務規則第54条第2項括弧書に基づき会計管理者が指定する日（開催から約1月後）である。これは、本場、電話投票、依頼場外では、売上金が本資金口座に入金される時期が異なっており、事業課ではそれら全てが入金された上で収支を整理し、会計管理者に納付するためとしており、納付までの間、本資金口座において資金（今回監査の対象期間中では概ね3,000万円から2億円）を保有している。

しかしながら、このように種類が多く、流れが複雑で、かつ多額の資金を本資金口座において一定期間保有していることは、会計管理者によるチェックが及ばず、資金管理の安全性の面から課題がある。

こうした状況への対応策として、例えば受託場外を含めた資金を、本資金口座でなく会計管理者の口座に歳入歳出外現金として受入れることとし、売上金等が発生した都度受入れるとともに、歳入若しくは歳出への振替又は他場出納員への払出が可能になった時点で速やかに振替又は直接払出を行っていくことが考えられる。

会計管理者の口座に歳入歳出外現金として保有することの利点として、次のことが挙げられる。

- ・会計管理者への公金の入金時期が早く、市主催競輪の売上等確定後の歳入歳出処理については、伝票による振替処理で済み、実際の現金・預金の移動がないため安全性が高まる。
- ・伝票による収入・支出経理を行う者（事業課）と預金の管理や受入・払出を行う者（出納室）が分離され、チェックが働きやすい。
- ・市の財務会計システムに記録、反映されるため透明性が高まる。

一方で、本資金口座は、出納員に委任している平日払戻のための資金の受入と払出に基本的に役割を限定してシンプルな資金の流れとすることなどにより、競輪資金の取扱いを可能な限り明瞭なものに改善していくことが望まれる。

- ※ 1 小田原市が小田原競輪場において開催する競輪において、小田原競輪場で車券発売を実施するもの
- ※ 2 小田原市以外の競輪施行者が小田原競輪場以外の競輪場で開催する競輪で小田原競輪場において場外車券発売を実施するもの
- ※ 3 小田原市が小田原競輪場において開催する競輪において、小田原競輪場以外の競輪場等に依頼して場外車券発売を実施するもの